

第17号議案

大田区立熊谷恒子記念館条例の施設の供用停止に関する条例の一部を改正する条例

大田区立熊谷恒子記念館の供用停止期間の変更について

1 背景・理由

当施設は長寿命化工事を行うため令和3年10月から臨時休館しており、令和5年度からの再開を見込んでいた。しかし、物価高騰により工事の入札が不調となったことから、工事計画を再検討し、大田区立熊谷恒子記念館の供用停止期間を延長する。

2 変更内容

供用停止期間

【変更前】令和5年3月31日まで

【変更後】令和6年9月30日まで

3 周知について

議決後、速やかに実施する。

(1) 区報3月11日号(予定)

(2) 区ホームページ(区報発行と同時期)(予定)



外観



2階展示室